

訪問看護ステーションクレヨン運営規程

(事業の目的)

第1条 法人有限会社芝川合成が開設する訪問看護ステーションクレヨン(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護ステーションクレヨン
- ② 所在地 茨城県猿島郡境町塚崎 1154 番 2
- ③ 電話番号 0280-23-2901 Fax0280-23-2902

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条

ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。
- (2) 看護職員等 3名から 3以上
看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。
- (3) 理学療法士・作業療法士は必要に応じる。

(営業日及び営業時間)

第4条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、夏季休暇 8月 13 日から 8月 16 日、年末年始12月29日から1月5日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時、電話等による連らく相談が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第5条 通常の事業の実施地域は、境町全域・古河市(高野・久能・北利根・駒羽根・磯部・釣迦・下砂井・柳橋・葛生・山田)五霞町(大福田・小福田・小手指・元栗橋・原宿田・ごかみらい・山王山)坂東市(寺久・長須)・八千代(西豊田地区)とする。

(指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用)

第6条

訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- ①訪問看護の開始については、主治医から訪問看護指示書の交付を受け、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に沿って、訪問看護計画書を作成し、利用者に提供し訪問看護を実施する。
- ②介護保険利用者にあたっては、訪問看護指示書の他、居宅介護支援事業者もしくは、地域包括支援センターの作成した、居宅サービス計画書に沿って、看護師等のアセスメント及び利用者の意思に基づき、訪問看護計画書を作成して利用者に提供し訪問看護を実施する。
- ③サービス実施後は、訪問看護報告書を作成する。
- ④利用希望者に主治医がいない場合は、訪問看護ステーションから各医師会等に、主治医の選定及び調整を依頼する。

事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、1キロメートル 50 円
- 3 死後の処置料は、15,000円とし、備品は別途徴収する。
- 4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。(私費の訪問看護の利用料)
- 5 サービスにかかる各種書類は、それぞれ 5 年保存するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第8条

本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生または再発防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1)虐待防止のための検討委員会の開催
- (2)虐待を防止するための従業員にたいする研修の実施
- (3)虐待防止のための指針の整備
- (4)虐待防止の担当者を定める(管理者)
- (5)その他虐待防止のために必要な措置

2 本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は、療養者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第9条

(カスタマーハラスメントへの対応)

事業所の職員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為などが発生した場合、関係者間での協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、行政及び居宅介護支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除する。

第10条

(衛生管理等)

看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。

感染症の発生・蔓延防止のための措置を講ずるものとする、

- ①指針の整備
- ②感染対策委員会の開催(6ヶ月に1回以上)
- ③研修及び訓練の実施(年1回以上)

第11条

(苦情処理)

訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に敏速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

事業所は、提供した訪問看護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは参照に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導または、助言に従って必要な改善を行う。

本事業所は、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から協力するとともに、国民健康保険団体連合から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第12条

(個人情報の保護)

本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を厳守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

第13条

(その他運営についての重要事項)

ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 繼続研修 年5回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人有限会社芝川合成とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年8月25日から施行する。

令和5年10月25日第5条を一部変更する。